

## 陸前高田市浄化槽設置整備事業補助金のご案内

市では、公共下水道が使用できない地域にお住まいの方若しくは予定の方で、し尿と生活雑排水を処理する目的で浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助しています。

### 1 補助金を申請できる方

自ら居住する個人住宅（店舗等併用住宅を含む。）又は自ら使用する店舗や事務所などの事業所等に次の浄化槽を設置する方

#### 浄化槽の性能

浄化槽法第2条第1号に規定するものであって、BOD除去率90%以上、放流水1リットルにつきBOD20mg（日間平均値）以下の機能を有し、浄化槽法に基づく認定を受けている浄化槽

但し、次に該当する場合は補助金を交付しません。

- (1) 浄化槽法に基づく設置の届出の審査又は建築基準法に基づく確認（以下「確認審査」という。）を受けずに浄化槽を設置する方
- (2) 販売、賃貸等の目的で住宅又は事業所等を建築する方
- (3) 住宅又は事業所等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
- (4) 住宅に浄化槽を設置する場合、設置先に住民票を置けない方
- (5) フランチャイズ契約、チェーンストアなどこれらに類する事業を目的として、浄化槽を設置する方
- (6) 戸建住宅にお住まいで、既存の合併処理浄化槽を使用している方

### 2 補助対象地域

公共下水道の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域を除く全域。

但し、東日本大震災に伴う特別措置として、当面の間浄化槽設置時点において、公共下水道が使用可能な区域を除く市内全域を補助対象区域とします。

### 3 住宅向けの補助金額

- (1) 浄化槽の設置に要する費用のうち、人槽区分及び設置区分に応じ補助金を交付します。

人槽規模については、日本工業規格（JIS）で定められた基準をもとに確認審査等で設置が認められた浄化槽の人槽となります。

一般的な住宅については、延床面積が130㎡以下の場合は5人槽、130㎡を超える場合は7人槽、2世帯住宅の場合は10人槽の設置となります。（但し、面積のみで決定されるわけではありません）

なお、JISの表で定められた基準より大きい浄化槽を設置する場合は、実使用人員等により補助金を交付する人槽区分を決定し、併用住宅の場合は居住する部分の床面積に応じて人槽区分を決定します。

人 槽 区 分	設 置 区 分	補助金の額
5人槽	くみ取り槽からの転換	390,000円
	くみ取り槽からの転換以外	502,000円
7人槽	くみ取り槽からの転換	474,000円
	くみ取り槽からの転換以外	641,000円
10人槽	くみ取り槽からの転換	660,000円
	くみ取り槽からの転換以外	838,000円

- (2) 排水のための管工事に要する費用のうち、敷地（隣地境界線）から放流先までの距離により、補助金を加算します。

敷地～放流先までの距離	加算金の額
40m以上60m未満	50,000円
60m以上80m未満	100,000円
80m以上	150,000円

- (3) くみ取り槽から浄化槽への転換に伴い、くみ取り槽を撤去する必要がある場合に必要な費用及び宅内配管工事に要する費用について、補助金を加算します。

区 分	加算金の上限額
くみ取り槽の撤去費	90,000円
宅内配管工事費	300,000円

注) くみ取り槽の撤去及び宅内配管工事に要した経費が、加算金の上限額を超えない場合は、実際に要した経費

4 事業所等の補助金額

事業所等へ浄化槽を設置する場合の補助金額は、150,000円の定額となります。

手続きについては、『浄化槽設置整備事業に係る補助金の手続について』をご覧ください。

補助金の交付は、当該（申請）年度の3月15日までに実績報告書を提出できる事業が対象となります。

工事は補助金申請後に交付決定があったのちに着手して下さい。申請・交付決定前に工事着手したものについては、補助金を交付できません。

このご案内は、令和5年4月施行の陸前高田市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づくもので、令和5年度分の補助金から適用するものです。

# 浄化槽設置整備事業に係る補助金の手続について

陸前高田市建設部上下水道課

## ◎ 補助金申請から交付までの流れ

着工予定年月日の10日前には交付申請して下さい。  
着工後の申請は受付できません。

(申請者)

補助金交付申請

(様式第1号)

(市)

審査

(市)

補助金交付  
決定通知

工事着工は、補助金交付決定後となります。

工事

申請内容を変更する場合  
などは、変更承認申請

**三者立会（中間検査）**—浄化槽据付時、埋戻し前  
設置者、市、施工業者立会のもとに行う

事業完了後1か月以内又は当該年度の3月15日  
のいずれか早い日までに提出

完了

(申請者)

実績報告

(様式第5号)

(市)

審査

事業完了確認(市)

(申請者)

補助金請求

※提出書類  
補助金等交付請求書

(市)

補助金交付

※移転新築等に伴い浄化槽を設置された方は、移転後速やかに住所変更の手続きをして下さい。

(申請者)

適正な維持管理・法定検査の受検

※添付書類

- 1 審査機関を通過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し
- 2 国庫補助指針が適合することを証する書類
- 3 住宅の平面図、浄化槽の設置位置を示す図面及び汚水管の縦断図
- 4 浄化槽等の工事請負契約書及び工事施工監督する者の資格を証する書類
- 5 浄化槽工事に係る見積書の写し
- 6 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- 7 岩手県浄化槽取扱要領第2条第1項に基づく浄化槽票の写し
- 8 浄化槽認定シート
- 9 人槽算定書
- 10 誓約書(様式第2号)
- 11 申請の手続を委任する場合は委任状(様式第3号)
- 12 その他市長が必要と認める書類

※放流承諾書、排水管の占用許可書の写し等

※くみ取り槽からの転換の場合は、くみ取り槽の現況がわかる書類、くみ取り槽の撤去及び宅内配管工事に要する費用がわかる書類等

※添付書類

- 1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 2 浄化槽水質検査申込書の写し(浄化槽法第7条及び第11条検査に係るもの)
- 3 領収書の写し
- 4 工事状況及び竣工写真
- 5 浄化槽工事施工状況チェックリスト
- 6 竣工図面
- 7 その他市長が必要と認める書類

## 浄化槽設置後必要となる手続き

### ① 保守点検

保守点検の内容：浄化槽の機能を維持するために、フロア等の機器点検・消毒剤の補填、清掃時期の判断を行います。一般的な合併浄化槽の点検回数は処理対象人員が20人以下で、4ヶ月に1回以上です。

保守点検業者：浄化槽の保守点検は、登録を受けた業者に委託してください。

### ② 清掃

清掃の内容：浄化槽の機能を維持するため、スカム（有機物を分解した微生物の死骸）や汚泥を槽外に引き抜き、付属装置や機器類の掃除を行います。

清掃回数：毎年1回以上、許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して行ってください。

### ③ 法定検査（7条・11条検査）

検査の内容：保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が適正に維持されているか、法定機関が検査を行い、結果を設置者にお知らせします。

外観検査：設置状況・設備の稼働状況・水流の状況・使用状況・悪臭発生状況・消毒実施状況・蚊はえ等発生状況

水質検査：水素イオン濃度（pH）・生物化学的酸素要求量（BOD）・透視度・残留塩素濃度

書類検査：保存されている保守点検及び清掃の記録

検査機関：岩手県浄化槽検査センター

住所：〒020-8790 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目5番8号

電話：019-614-0066

## 浄化槽を使用する場合の注意

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく台所や風呂、洗濯などの生活雑排水も一緒に処理する浄化槽です。

それだけにさまざまな性質の汚水を処理する能力が要求されます。浄化槽を使用する家族のみんなが理解し、浄化槽が機能を十分に発揮できるように協力することが大切です。

#### 1. 台所で

- ・使った油は、流しなどに流さず、ゴミと一緒に出す ・なべや皿のひどい汚れは紙でふいてから洗う
- ・三角コーナーには細かいネットをかぶせる

#### 2. 洗濯で

- ・無りん洗剤を使う ・洗剤はかならず適量をはかって使う
- ・漂白剤は適量を使う

#### 3. トイレで

- ・紙おむつ、衛生用品、たばこの吸殻を流さない ・トイレットペーパーを使う（水に溶ける物）
- ・塩酸等の薬品を使わない（普通のトイレ洗剤はOK）

#### 4. 浄化槽で

- ・殺虫剤は使わない ・フロアの電源を絶対に切らない
- ・マンホールの蓋の上に物を置かない

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を併せて処理し放流しますので、水質の保全に寄与します。

またトイレの水洗化により、害虫の発生の減少や悪臭の軽減など、生活環境の向上に役立ちます。

お問い合わせ先：陸前高田市建設部上下水道課下水道係 TEL 0192-54-2111